

切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度予算額（案） 1,796百万円
 （前年度予算額 1,600百万円）



文部科学省

背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。



目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

- ◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)
- ◇補助率 1/3

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- ・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で

その内容が適切に引き継がれる仕組の整備

- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**
- ・上記取組における普及啓発



Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,500→1,800人)

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



② 外部専門家 (348人)

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

学校における医療的ケア実施体制構築事業

2019年度予算額(案)
(前年度予算額)

59百万円
59百万円)



概要

医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。
学校において、こうした高度な医療的ケアにも対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築**や、**医療的ケア実施マニュアル等の作成**など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：20地域

- 医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。

- ・学校巡回指導
- ・校内医療的ケア運営委員会での助言
- ・医療的ケアに関する相談に対する助言等

- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。

- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケアにも対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。

